

## 総合評価方式の低入札価格調査制度について

### 1 総合評価方式における落札者の決定方法

総合評価方式とは、技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する調達方式です。

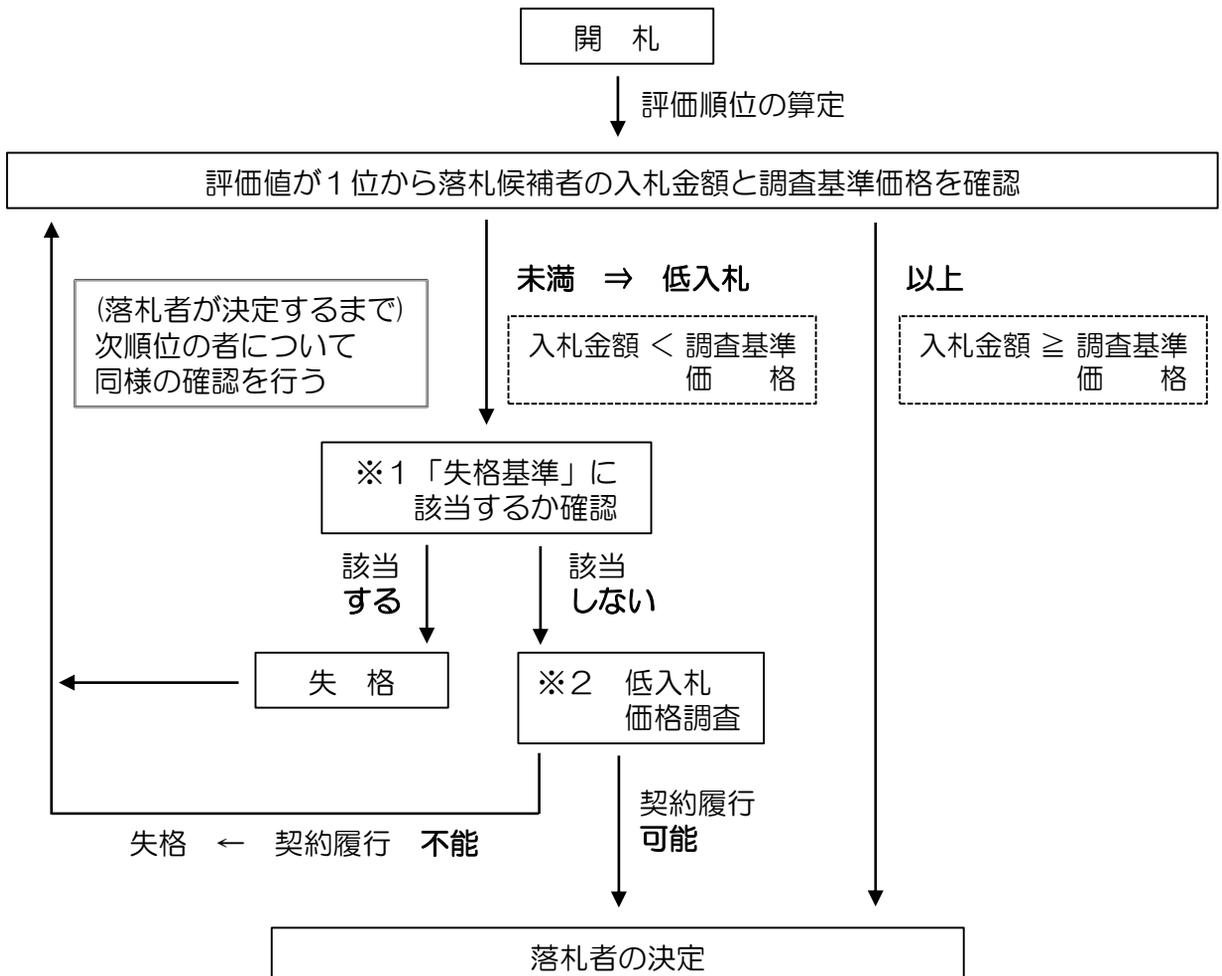
＜評価値計算例＞ 予定価格 100,000千円（事後公表）

	A社	B社	C社
評価点	108	109	110
入札金額	87,000 千円	83,000 千円	80,000 千円
調査基準価格(非公表)	85,000 千円		
評価値算出価格	87,000 千円	85,000 千円	85,000 千円
評価値	12,4138	12,8235	12,9412
評価順位	3位	2位	1位

- 調査基準価格とは、低入札に該当するか判断する価格である。
- 評価基準価格とは、低入札に該当した応募者の評価値を算出する際に使用する価格である。
- 評価値＝（評価点÷評価値算出価格）×10,000,000

評価基準価格（非公表）  
（便宜上、調査基準価格と同額としている）

### 2 低入札価格調査制度に関する対応フロー



### 3 失格基準とは ※1

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各項目で失格基準の金額を設定しており、提出された金額のいずれかで下回っている場合は「失格」とします。

(例)

入札額(税込)が5千万円超の場合の直接工事費の失格基準

「提出された見積内訳総括表  
に記載されている直接工事費」 < 「設計額における  
直接工事費相当額の90%」

### 4 低入札価格調査の調査内容 ※2

失格基準のいずれかにも該当しなかった場合、次に工事執行権者が下記事項について低入札価格調査を実施します。

【失格判断基準】

- ア 当該工事に必要不可欠な項目が計上されていない場合
- イ 下請工事費の内訳が不適切な場合
- ウ 提出された資料の内容に不整合があり、その理由の説明が明確になされない場合
- エ その他

調査の結果が、失格判断基準のいずれかに該当した場合、調査対象者を「失格」とします。